

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「本財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額を支給することができる。
- 3 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の報酬月額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 常務理事 月額 100,000円以下

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって、毎月一定の定まった日に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 本財団は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の移行の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。